



鳥取県公報

平成17年 4月26日(火)
第 7 6 8 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|----------------------------|---|---|
| 告 示 | 包括外部監査契約の締結 (363) (総務課) | 1 |
| | 指定居宅サービス事業者の指定 (364) (中部総合事務所福祉保健局) | 2 |
| | 指定介護老人福祉施設の指定 (365) (") | 2 |
| | 指定居宅サービス事業者の廃止 (366) (") | 2 |
| | 指定居宅介護支援事業者の廃止 (367) (") | 3 |
| | 開発行為に関する工事の完了 (368) (西部総合事務所県土整備局) | 3 |
| | 特定計量器の定期検査の実施 (369) (県民生活課) | 3 |
| | 都市計画の変更 (370) (景観まちづくり課) | 4 |
| | 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (371) (") | 4 |
| | 大規模小売店舗の新設の届出 (372) (経済交流課) | 5 |
| | 保安林の指定施業要件の変更予定 (373) (森林保全課) | 6 |
| | 基本測量の実施 (2件) (374・375) (管理課) | 7 |
| | 境港管理組合規約の変更 (376) (空港港湾課) | 7 |
| | 調達公告 | |
| 落札者の決定 (集中化推進室) | 9 | |
| 落札者の決定 (3件) (病院局総務課) | 10 | |

告 示

鳥取県告示第363号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により次のとおり告示する。

平成17年 4月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|-------------|---|
| 1 契約の相手方 | 住所 米子市旗ヶ崎一丁目28 - 19 氏名 植田 昭 |
| 2 契約の期間の始期 | 平成17年 4月 1日 |
| 3 費用の額の算定方法 | 1,500万円を上限として、基本費用、執務費用及び実費の額を合算して算定する。 |
| 4 費用の支払方法 | 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。 |

鳥取県告示第364号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年4月26日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

| 氏名（名称及び代表者の氏名） | 住所（主たる事務所の所在地） | 居宅サービス事業を行う事業所の名称 | 居宅サービス事業を行う事業所の所在地 | 居宅サービス事業の種類 | 指定年月日 |
|----------------------------|----------------|-------------------|--------------------|-------------|-----------|
| 社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 西原昌彦 | 鳥取市立川町六丁目176 | 巖城はごろも苑 | 倉吉市巖城920 | 短期入所生活介護 | 平成17年4月1日 |

鳥取県告示第365号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年4月26日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

| 氏名（名称及び代表者の氏名） | 住所（主たる事務所の所在地） | 介護老人福祉施設の名称 | 介護老人福祉施設の所在地 | 指定年月日 |
|----------------------------|----------------|-------------|--------------|-----------|
| 社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 西原昌彦 | 鳥取市立川町六丁目176 | 巖城はごろも苑 | 倉吉市巖城920 | 平成17年4月1日 |

鳥取県告示第366号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年4月26日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

| 氏名（名称及び代表者の氏名） | 住所（主たる事務所の所在地） | 居宅サービス事業を行っていた事業所の名称 | 居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地 | 居宅サービス事業の種類 | 廃止年月日 |
|-----------------------------|-------------------|----------------------|-----------------------|-------------|------------|
| 社会福祉法人関金町社会福祉協議会 会長 竹田哲男 | 倉吉市関金町関金宿1115 - 2 | 社会福祉法人関金町社会福祉協議会 | 倉吉市関金町関金宿1115 - 2 | 訪問介護、通所介護 | 平成17年3月31日 |

鳥取県告示第367号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 4月26日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

| 氏名（名称及び代表者の氏名） | 住所（主たる事務所の所在地） | 居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称 | 居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|-----------------------------|-------------------|----------------------|-----------------------|-------------|
| 社会福祉法人関金町社会福祉協議会 会長 竹田哲男 | 倉吉市関金町関金宿1115 - 2 | 社会福祉法人関金町社会福祉協議会 | 倉吉市関金町関金宿1115 - 2 | 平成17年 3月31日 |

鳥取県告示第368号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成17年 4月26日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成16年 9月10日 鳥取県指令西県土維10第4号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市外江町字廻沢
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市外江町3036
株式会社ウオタニ 代表取締役社長 魚谷 賢一

鳥取県告示第369号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通産産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 4月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 実施区域 | 実施期日 | 実施時間 | 実施場所 |
|------------|---------------|------------------|-------------------------------------|
| 東伯郡 北条町 | 平成17年 6月2日（木） | 午後1時から 午後3時まで | 東伯郡北条町田井7 - 1 北条町農村環境改善センター |
| 東伯郡 大栄町 | 平成17年 6月3日（金） | 〃 | 東伯郡大栄町大字由良宿423 - 1 大栄町農村環境改善センター |

| | | | |
|------------|---|------------------|------------------------------|
| 東伯郡 琴浦町 | 平成17年6月6日(月) | 〃 | 東伯郡琴浦町大字徳万591-2 琴浦町役場 |
| 〃 | 平成17年6月7日(火) | 〃 | 東伯郡琴浦町大字赤碕1142-3 琴浦町役場分庁舎 |
| 東伯郡 | 平成17年6月16日(水) | 〃 | 東伯郡琴浦町大字徳万591-2 琴浦町役場 |
| 〃 | 平成17年7月1日(金)から同月 29日(金)までの日(日曜日、土曜 日及び国民の祝日に関する法律(昭 和23年法律第178号)に規定する休 日を除く。) | 午前9時から 午後4時まで | 鳥取市東町一丁目271 鳥取県生活環境部県民生活課 |

鳥取県告示第370号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課(鳥取市東町一丁目220)において公衆の縦覧に供する。

平成17年4月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

岩美都市計画道路3・5・6号駟馳山浦富海岸線

2 都市計画を変更する土地の区域

削除する部分

岩美郡岩美町大字浦富字下町西側

変更する部分

岩美郡岩美町大字大谷字越後谷、字下七山、字駟馳山、字入道谷、字沓掛ケ、字清水、字石橋ノ一、字西前田、字西町田、字中町田、字東町田、字日比野前、字下新川端、字下高縄手、字三通り田、字高縄手、字柳ケ坪、字蔵ノ後及び字大坪、大字岩本字森ノ木、字稲土居、字松葉、字町田、字大曲り、字丸山、字中縄手、字田江、字五輪鼻、字五輪鼻山、字溝黒山、字溝黒、字新道、字松山口、字上新道及び字石原谷、大字浦富字新田、字石ケ瀬、字坊谷、字清水前、字坊谷口、字甥子谷口、字坊谷、字甥子谷、字堤下、字城ノ谷口、字小堤、字浄玄、字柿ケ岡、字下町東側、字上町南側、字上町北側、字上町上工、字中浜及び字浜通並びに大字牧谷字砂浜及び字吉田屋敷上

鳥取県告示第371号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成17年4月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画用途地域

2 縦覧場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第372号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成17年4月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ポルト倉吉本店

倉吉市河北町162、163、165から168まで及び170から172まで

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

有限会社いとう電器本店 代表取締役 伊東和昭

倉吉市上井町二丁目9 - 5

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年11月18日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,149.78㎡

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 収容台数 94台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 収容台数 10台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 面積 50㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 容量 53m³

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 出入口の数 4か所

イ 位置 8の書類に記載のとおり

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時30分から午後8時まで

7 届出年月日

平成17年3月18日

8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

9 縦覧に供する期間

平成17年4月26日から4月間

10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

倉吉市東巖城町2

鳥取県中部総合事務所県民局

倉吉市葵町722

倉吉市産業部商工観光課

11 意見書の提出

倉吉市の区域内に居住する者、倉吉市において事業活動を行う者、倉吉市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の倉吉市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第373号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年4月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡伯耆町二部字間地山2143の1（次の図に示す部分に限る。）、2143の2、2143の12から2143の15まで、2143の20から2143の22まで、2143の27、2143の30、2143の32、字野田ヶ峠上平ノ四844、字蛇谷ノ一845、846、字蛇谷ノ二847から849まで、字上長ウネノ一850、字上長ウネノ二851、852、字本谷山855の2、字築ヶ谷885の6、畑池字谷中東山1039の1から1039の4まで、1039の6から1039の14まで、福岡字中倉奥3235、3236の1、3236の2、3236の4、3236の5、福居字穴ヶ峠奥558の1、558の2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆

町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第374号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年4月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（都市再生、国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）
- 2 作業期間 平成17年5月9日から平成18年2月28日まで
- 3 作業地域 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町及び西伯郡大山町

鳥取県告示第375号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年4月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（一等磁気測量）
- 2 作業期間 平成17年10月11日から同年11月11日まで
- 3 作業地域 八頭郡八頭町

鳥取県告示第376号

境港管理組合理約の一部が次のとおり変更されたので告示する。

平成17年4月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

境港管理組合理約の一部を変更する規約

次の表の変更前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の変更後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項当（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除項等を除く。以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加項等を除く。以下「変更後部分」という。）が存在する場合には、当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には、当該変更後部分を加える。

| 変 更 後 | 変 更 前 |
|------------|------------|
| (管理委員会の組織) | (管理委員会の組織) |

第11条 管理委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもってこれに充てる。

(1)～(3) 略

(4) 松江市長

(5) 略

3 前項第5号の委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 略

2 監査委員は、鳥取県及び島根県の監査委員のうちからそれぞれ1人ずつ鳥取県知事及び島根県知事が推薦した者をもってこれに充てる。

3 略

(経費の支弁方法)

第17条 略

2 前項第4号の分賦金(以下「分賦金」という。)については、次に定めるところにより負担するものとする。

(1) 工事に要する費用(国直轄事業分担金を含む。)
工事箇所の属する県が10割

(2) 江島大橋橋りょう部の維持管理に要する費用
鳥取県が4割及び島根県が6割

(3) 略

3 事業の性質上前項の規定による負担割合により難しい場合には、同項の規定にかかわらず、鳥取県知事及び島根県知事が協議して、当該事業に係る分賦金の負担割合を定めるものとする。

(その他)

第18条 組合は、前条第2項第1号の規定によりそれぞれの県が経費を負担した施設(国直轄事業による施設を除く。)より生ずる収入を、当該経費を負担した県に還付するものとする。

第11条 管理委員会は、委員6人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもってこれに充てる。

(1)～(3) 略

(4) 美保関町長

(5) 八束町長

(6) 略

3 前項第6号の委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 略

2 監査委員は、鳥取県及び島根県の監査委員のうちからそれぞれ1人ずつ鳥取県知事及び島根県知事がすいせんした者をもってこれに充てる。

3 略

(経費の支弁方法)

第17条 略

2 前項第4号の分賦金については、次に定めるところにより負担するものとする。

(1) 鳥取県及び島根県に共通する施設に関する工事に要する費用(国直轄事業分担金を含む。)
鳥取県及び島根県がそれぞれ5割

(2) 前号の工事以外の工事に要する費用(国直轄事業分担金を含む。) その属する県が10割

(3) 略

(その他)

第18条 組合は、前条第2項第2号の規定によりそれぞれの県が経費を負担した施設(国直轄事業による施設を除く。)より生ずる収入を、当該経費を負担した県に還付するものとする。

附 則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可があった日から施行する。ただし、第11条の変更は平成17年3月31日から施行する。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年4月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 借入物品等の名称及び数量、落札者の名称及び所在地並びに落札単価

| 借入物品等の名称及び数量 | 落札者の名称 | 落札者の所在地 | 落札単価 複写 に係る片面1枚 (カウント) 当 たりの保守量の 単価 |
|----------------------|------------------|-----------------|---|
| 東部地区納入分 | | | |
| ア 複写機 (白黒 低速機) 13台 | 株式会社愛進堂 | 鳥取市商栄町221 | 4.02円 |
| イ 複写機 (白黒 中速機) 17台 | 株式会社エコーピ ジネス | 鳥取市田島721 | 1.05円 |
| ウ 複写機 (白黒 中高速機) 17台 | ヲサカ文具店尾坂 直樹 | 鳥取市栄町656 | 0.82円 |
| エ 複写機 (白黒 高速機) 12台 | 株式会社愛進堂 | 鳥取市商栄町221 | 0.78円 |
| オ 複写機 (カラー 黒低速機) 14台 | 株式会社エコーピ ジネス | 鳥取市田島721 | 黒 1.00円 カラー 10.10円 |
| カ 複写機 (カラー 黒中速機) 5台 | 株式会社愛進堂 | 鳥取市商栄町221 | 黒 0.88円 カラー 9.46円 |
| 中部地区納入分 | | | |
| キ 複写機 (白黒 低速機) 6台 | 株式会社衣笠商会 | 倉吉市広栄町941 - 5 | 3.14円 |
| ク 複写機 (白黒 中速機) 9台 | 株式会社ケー・オ ウ・エイ | 米子市両三柳328 | 1.26円 |
| ケ 複写機 (カラー 黒低速機) 4台 | 株式会社ケー・オ ウ・エイ | 米子市両三柳328 | 黒 1.00円 カラー 10.10円 |
| コ 複写機 (カラー 黒中速機) 3台 | 株式会社衣笠商会 | 倉吉市広栄町941 - 5 | 黒 0.89円 カラー 9.46円 |
| 西部地区納入分 | | | |
| サ 複写機 (白黒 低速機) 11台 | 有限会社福井事務 機 | 米子市旗ヶ崎2021 - 7 | 3.33円 |
| シ 複写機 (白黒 中速機) 5台 | 株式会社ケー・オ ウ・エイ | 米子市両三柳328 | 1.05円 |
| ス 複写機 (白黒 中高速機) 6台 | 有限会社福井事務 機 | 米子市旗ヶ崎2021 - 7 | 0.89円 |
| セ 複写機 (白黒 高速機) 3台 | 株式会社米子愛進 堂 | 米子市旗ヶ崎七丁目14 - 8 | 0.82円 |

| | | | | |
|------------------|-----|----------|---------------|----------------------|
| ソ 複写機 (カラー 黒低速機) | 8 台 | 株式会社やまさき | 境港市浜ノ町132 | 黒 0.98円 カラー 9.46円 |
| 東、中、西部地区納入分 | | | | |
| タ 複写機 (広幅機 (A0)) | 4 台 | 株式会社衣笠商会 | 倉吉市広栄町941 - 5 | 92.36円 |
| チ 複写機 (広幅機 (A2)) | 4 台 | 株式会社愛進堂 | 鳥取市商栄町221 | 8.51円 |

- 2 契 約 方 式 一般競争入札
 3 落 札 日 平成17年3月24日
 4 入 札 公 告 日 平成17年2月25日
 5 落 札 方 式 最低価格落札方式
 6 契約事務担当部局の名称 鳥取県出納局集中化推進室
 及び所在地 鳥取市東町一丁目220

指名競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年4月26日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 タキソール注 (30ミリグラム5ミリリットル1瓶) 4,603瓶
 2 契 約 方 式 指名競争入札
 3 落 札 日 平成17年3月7日
 4 落札者の名称及び所在地 株式会社サンキ
 広島県広島市西区草津港三丁目3 - 33
 5 落 札 金 額 1 瓶 (30ミリグラム5ミリリットル) につき15,057円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
 6 入 札 通 知 日 平成17年2月9日
 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県病院局総務課
 及び所在地 鳥取市東町一丁目220

指名競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年4月26日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 グリベックカプセル100ミリグラム (100ミリグラム/カプセル 120加[°]丸) 152個
 2 契 約 方 式 指名競争入札
 3 落 札 日 平成17年3月7日

- 4 落札者の名称及び所在地 成和産業株式会社
広島県広島市西区商工センター一丁目2 - 19
- 5 落札金額 1個(100ミリグラム/カプセル 120カ[°]粒)につき397,950円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入札通知日 平成17年2月9日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県病院局総務課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

指名競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年4月26日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

- 1 調達件名及び数量 オムニパーク300シリンジ(64.71パーセント100ミリリットル/筒 5筒)
682個
- 2 契約方式 指名競争入札
- 3 落札日 平成17年3月7日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社サンキ
広島県広島市西区草津港三丁目3 - 33
- 5 落札金額 1個(64.71パーセント100ミリリットル/筒 5筒)につき63,430円50銭(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入札通知日 平成17年2月9日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県病院局総務課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

